

東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センター
自治体税務データ活用プロジェクトにおける安全管理措置等に関する規程を定める件

(令和3年10月28日 政策評価研究教育センターセンター長決定)

自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則(令和3年9月29日政策評価研究教育センター運営委員会承認)第4条に基づき、自治体税務データ活用プロジェクトにおける安全管理措置等に関する規程を次のように定める。

自治体税務データ活用プロジェクトにおける安全管理措置等に関する規程

1. 目的

本規程は、東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センター（以下「センター」という。）における EBPM 推進のための自治体税務データ活用プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に参加する自治体（以下「参加自治体」という。）から提供された個人又は法人に関するデータ（以下「自治体提供データ」という。）の取扱者が、本学にて策定・公開している個人情報保護に関する基本方針、個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針に基づき、個人情報保護と情報セキュリティの観点から遵守すべき事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本規程は、自治体提供データ及びこれを複製したもの並びにこれらから派生する全ての間接・最終生成物（以下「自治体提供データ等」という。）を対象とする。

3. ガバナンス

- 本プロジェクトにおける自治体提供データ等の管理・分析については、センターのセンター長（以下単に「センター長」という。）が監督する。
- センター長は、毎年、リスク評価を行い、センターの運営委員会に報告するものとする。
- センター長は、リスク評価の結果、必要と認める場合は本規程を改定し、速やかに参加自治体に通知するものとする。
- センター長は、自治体提供データ等を扱おうとするときは、センター長として自治体提供データを扱う場合と自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則（令和3年9月29日政策評価研究教育センター運営委員会承認）第5条に規定するプロジェクト従事者（以下単に「プロジェクト従事者」という。）の1人として自治体提供データ等を扱う場合を区別しなければならない。後者の場合は、本規程中プロジェクト従事者に関する規程に服し、センター長に関する規程に服しない。
- センター長は、別に定める様式に従い、自治体提供データ等の利用状況を記録し、利用から3年間保存する。
- センター長は、参加自治体との間の文書（電子メールを含む。）のうち重要なもの、大学内での倫理審査の文書その他本プロジェクトにおける重要な文書を、重要度に応じた期間、保存する。
- センター長は、プロジェクト従事者のうちその指定する者に、この規程によりセンター長が処理することとされている事務の全部又は一部を行わせることができる。

4. プロジェクト従事者の申請及び研修

- プロジェクト従事者になろうとする者は、本規程を遵守する旨の誓約書を添えて、センター長に申請しなければならない。
- プロジェクト従事者は、センター長が指定する研修を受けなければならない。

- ・ プロジェクト従事者は、自治体提供データ等の管理・分析について、センター長の指示に従わなければならない。

5. 運用管理

(1) 原データ

- ・ センターが自治体から自治体提供データを取得しようとするときは、センター長を介して行うものとする。
- ・ センター長は、自治体提供データを、自治体から取得した時点の内容のままのもの（(2)に規定する複製データと区別して以下「原データ」という。）で保存するものとする。
- ・ センター長は、原データに変更が加えられ、又は漏えい、滅失若しくはき損しないよう管理しなければならない。
- ・ 原データは、自治体提供データに基づく学術研究成果の検証を行えるようにするため、保存期間を定めない。ただし、センターと自治体との間で別の定めをしたときはこの限りでない。

(2) 複製データ

① 申請

- ・ プロジェクト従事者は、自治体提供データを利用しようとするときは、センター長に、希望する利用目的、利用期限、利用場所及び利用するコンピュータ又はクラウド（以下「利用内容」）並びに導入するコンピュータウイルス対策ソフト等のコンピュータ又はクラウドにおけるセキュリティ対策を明らかにして、自治体提供データの複製を申請しなければならない。
- ・ センター長は、申請を適切と認めるときは、利用内容を定めて、自治体提供データを複製したもの（以下「複製データ」という。）を申請した者に交付する。

② 利用

- ・ プロジェクト従事者は、複製データ及びそこから派生する全ての中間・最終生成物（以下「複製データ等」という。）を利用しようとするときは、センター長により定められた利用内容に従わなければならない。
- ・ プロジェクト従事者は、複製データ等をプロジェクト従事者以外に提供してはならない。
- ・ プロジェクト従事者が複製データ等を扱うコンピュータは、個人 ID とパスワードを設定し、当該プロジェクト従事者以外が扱えないようにするとともに、コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、情報漏えい、改ざんなどが発生しないようにしなければならない。
- ・ プロジェクト従事者が複製データ等をクラウドにおいて利用するときは、セキュリティ対策が万全に行われたクラウドを利用するものとし、個人 ID とパスワードを設定し、当該プロジェクト従事者以外が扱えないようにしなければならない。
- ・ 複製データから派生する中間生成物についてプロジェクト従事者以外の研究者に意見を求める必要がある場合等、②の規定によりがたいと認める場合は、センター長に申請し、その許可を得なければならない。

③ 変更

- ・ プロジェクト従事者は、センター長により許可された利用期限の到来までに分析が完了しない場合、別のコンピュータで分析を行う必要がある場合その他利用内容の変更が必要と認める場合は、センター長にこれらの変更を申請することができる。
- ・ センター長は、申請を適切と認めるときは、これを許可し、変更後の利用内容を、当該申請を行ったプロジェクト従事者に通知する。

④ 廃棄

- ・ プロジェクト従事者は、利用期限の到来までに、複製データ等（学術研究成果として公表する予定の複製データの分析結果その他のセンター長が許可したもの（以下「廃棄対象外データ」という。）を除く。）を全て廃棄し、廃棄したデータ、廃棄対象外データ、これらが保存されていたコンピュータ及びクラウド、廃棄日時、廃棄した者、廃棄場所並びに廃棄方法（以下「廃棄情報」という。）をセンター長に報告しなければならない。センター長は、廃棄の日から3年間、廃棄情報を保存しなければならない。
- ・ 前項の規定にかかわらず、利用目的が果たされた場合は、利用期限の到来までに速やかに前項の処理を行わなければならない。

(3) 定期点検

- ・ 本規程に定める運用が適切に行われているか確認することを目的として、センター長は、概ね2か月ごとに定期点検を行う。
- ・ 前項の定期点検は、プロジェクト従事者に提出させた自己点検の結果をセンター長が確認することによって行う。

6. 情報セキュリティ事故発生時等の対応

自治体提供データ等に携わる者は、自治体提供データ等の漏えい若しくは盗難その他の情報セキュリティ事故が発生し、又は発生したと認料する事象を発見した場合には、速やかに個人情報保護管理責任者であるセンター長に事故の顛末を報告するとともに、センター長の指示の下、原因の特定、被害拡大の防止、証拠保全等必要な措置を講じ、速やかに参加自治体へ連絡し、事後の対応を協議することとする。

7. 問合せ又は苦情への対応

本プロジェクトに関して、参加自治体又は自治体提供データに含まれる年度に参加自治体に居住していた住民若しくは法人住民税若しくは法人事業税を賦課された法人から、問合せ又は苦情があった場合には、センター長は、参加自治体と協議して対応する。

8. 本規程の公表

本規程の公表は、センターの Web サイトに掲載することによって行う。